

虐待防止委員会設置規程

株式会社 KAWAII MIREII

1. 設置の目的

第1条 本規程は障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨に則り、株式会社 KAWAI MIREII の事業所における虐待の防止とその適切な対応(以下「虐待防止」という)の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とする。

2. 委員会の検討、調整事項

第2条 委員会は次のとおりとする。

- (1) 利用状況・家庭環境の把握と分析に関すること。
- (2) 虐待防止のチェックリストの実施に関すること。
- (3) 虐待(不適切な対応事例含む)発生後の検証と再発防止策の検討に関すること。
- (4) その他、利用者の人権、虐待に係る事項に関すること。

3. 委員会の構成

第2条 委員会の構成は、次の職であるもので構成すると共に、その中から責任者、虐待防止マネージャーの設置を行う。

- (1) 法人代表 千頭真美
- (2) 管理者(責任者) 千頭真美
- (3) (虐待防止マネージャー) 畠中千景
- (4) 直接処遇職員伊井清乃
- (5) 委員には、虐待対応規程に定める第三者委員を加えることが出来る

4. 委員会の議長

第4条 委員会の議長は次のとおりとする。

- (1) 委員会の議長は、千頭真美が行う。
- (2) 議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

5. 委員会の開催

第5条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年1回以上の定例会を開催するものとする。
- 2) 臨時として、虐待の通報受付時等に応じて開催するものとする。

(委員会の責務)

第6条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、1年に1回以上、研修の実施等により職員の虐待防止意識の向上や知識の共有を行い、虐待のない施設環境づくりを目指さ

なければならない。

(2)委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。

(3)委員会は、連携をとり利用者虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(4)虐待や虐待通報があるとき、又は、虐待の恐れがあるときは、責任者、虐待防止マネージャーと連携を取りつつ迅速かつ適切に対応する。

(5)職員のメンタルヘルスの為のチェックリストを定期的に開催することとする。

7. その他

第8条

この委員会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、管理者が別に定める。

(附則)

1) 本規程は令和 7 年 3 月 31 日より施行する。